

交通委員会(自治会連合会)24年6月度定例会

日時 平成24年6月16日(土) 10:00～12:30

場所 17番街(2階) コミュニティルーム

出席者 百瀬委員長(17番街)、迫田(2番街)、高橋(2番街)、播摩(4番街)、青木(8番街)、岡村(10番街)、古山(12番街)、山本(19番街)、谷口(21番街)、佛谷(エリスト)、山下(セブイレブ・ウエスト・センター)、福室(公園西の街)、原野(リゾート)、山根(ベイトウン商店会長)、福田(10番街)

〈千葉西警察署〉 落合警部補(交通課(交通ルール))、首藤警部補(交通課(路上駐車))

議事

1. 冒頭委員長から (1)議事進行(議事次第)の説明があった

①10:00～10:25 千葉西警察署との意見交換会の事前打ち合わせ。

②10:30～12:00 千葉西警察署との意見交換会。

③ 意見交換会課題整理。

④ その他連絡事項。

(2) 配布資料確認：議事次第、資料1-(1)、1-(2)、1-(3)、2-(1)、2-(2)、2-(3)、3、4(参考)。

2. 事前打ち合わせ。

(1) 委員長：①路上駐車に関する警察への要望の推移の概要説明(資料1-(1)～(3))と資料2-(1)(路上駐車と交通マナーに関する交通委員と街区からの事前意見)の紹介。

②資料2-(1)の項目1-(2)交通委員会から千葉西署への要望にある、「自治会連合会要望は住民の総意で決まったこと」で、個別意見と区別すべきことを申し入れることの共有がなされた。

(2) 意見：最初の要望書に関係したが、その時は要望を出し、それをたたき台にして具体的内容は住民側と警察の担当に入ってもらい具体的に詰めていくということであった。その後のことは知らなかったが商店会も納得する形の要望になったのは良かった。今後の進め方として警察の人とはこの意見交換会を機に、定例的に会議を持つようにしたらどうか。また、要望は2つあるが、駐禁問題は時間が掛かりそうだが、まとまり易い速度規制については先行実施をするようなことでも良いではないか。

3. 千葉西署との意見交換会。(10:30～12:00)

千葉西警察署出席者：落合警部補(交通担当)、首藤警部補(規制担当)

(1) 交通ルール、自転車の乗り方について。

1) 委員長から資料2-(1)(路上駐車と交通マナーに関する意見等)によりベイトウン側の関心事項紹介。

〈以下の2)、3)は落合警部補説明〉

2) 昨年ベイトウン地区の人身事故は11件で、いずれも軽症であったが、内自転車に関係した事故は5件。今年は5月末までで事故件数3件で、全て自転車が関係。

3) 改めて自転車のルール(規則)の確認。ピラ(千葉県警)の配布「自転車の交通事故を防止しましょう」

①自転車は車両扱いであり、車道を走行し、左側通行。歩道は例外。

・自転車であっても飲酒運転は禁止。

・二人乗り禁止。

・並進(自転車2台が並んで走る事)は禁止。

・夜間はライトを点灯。

・必ず信号を守る。

・交差点は、交差点での一時停止と安全確認。

②歩道に自転車歩道通行可(青地に白の自転車標識：「普通自転車歩道通行可」)の標識があれば、自転車はこの歩道を通っても良いことになる。

この場合、あくまで歩行者優先で徐行して走り、歩道の中でも左側通行が規則。(向かってくる歩行者を右に見てすれ違うこと)

ベイトウン地区にこの標識はない。自転車の歩道通行不可、但し例外として下の③が認められる。

③自転車が歩道を通行できる場合。ただし、歩道は、とにかく歩行者優先で、車道寄りを徐行する。

・13歳未満(小学生)、70歳以上の高齢者。

- ・車道が工事中の時。
- ・車道に連続した駐車車両がある時。
- ・歩道が広く、人通りが少ない場合。

④片手運転禁止。

- ・雨天時、傘をさしながらの自転車運転は絶対ダメ。傘をさすと視野が狭くなる。風があると不安定になり危険。自身の危険だけでなく歩行者にぶつける。(雨天は原則として乗らない。どうしても乗る場合はカッパを着る。傘の時は自転車に乗らずに押す。)
- ・携帯電話をしながらの運転もダメ。親から高校生に、運転中の携帯電話禁止とヘッドホン禁止を指導することが必要。

⑤交通ルールの周知。

- ・自転車の通行と乗り方のルールに関して最近の変更はない。
- ・4月以降に打瀬地区3小学校から要請があり全て訪問して、1年生には歩行の安全教室、4、5年生には自転車教室で指導を行った。中学校も要望があれば対応する。大人は交通ルールを知っているか守っていないのが実態と思う。この意識改革のため皆さん方から強く言ってもらうことにより、大人がまず守り、子供に教えることだと思う。逆にならないように、お願いします。
- ・歩行者優先を常に意識していただきたい。事故を起こした時は、裁判所の自転車への判断は厳しいものがある。高校生が夜間無灯火で携帯電話をしながら運転し50歳代の女性歩行者にぶつけ障害が残った事例では、損害賠償5,000万円となった。お金の問題ではないが大変な事態になる。STマークという整備付保険の利用もしてほしい。
- ・ルール指導については、打瀬地区の皆さんは恵まれている。花見川沿い交通公園(月曜日休園)で実施しているので是非利用してほしい。自治会で募集し皆で一回学ぼうかという気になったら、街区ごとに申し込んではどうか。(ただし12歳までの子供向けの交通指導とのこと)

4) 質疑応答

①質問：自転車に取り付け可能な傘をつけての走行はいいのか。

○落合警部補：両手運転だから違法ではないが、風の影響等で傘のふれなどが出て運転に支障がでる可能性があるため、自粛するよう指導している。

②質問：最近発生した自転車事故は。

○落合警部補：一方通行の道に入る手前で、車は右側を中心に見て発進してしまう。左側からは歩道を走る自転車があり事故となる。このことに自動車も自転車もしっかりと注意すべき。

③質問：規制の標識の設置は可能か。

○首藤警部補(規制担当)：設置は可能。状況を見て設置の判断をしている。歩道の人通りが少ない等総合的に判断し設置する。なお、規制や取り締まりができるのは、標識があるところのみである。今の全国ベースの警察本庁の指導の流れは、自転車を下に降ろせ(車道を走る)ということになっているが、時代により指導は変わる。(個人的には歩道が空いていれば歩道を徐行して走ってもらった方が、大きな事故は少ないと思う。)

④意見：幕張海浜公園からベイタウンにつながるマリンドッキでの自転車走行に、危険を感じる。事故は起こっていないのか。

○首藤警部補：大きな事故の報告はない。多少の怪我をしても届けられないことも多いようだ。

○意見：何年前にはけがをした人がいた。これまでの交通委員会でも何回か検討し、通行のマナーを守るよう呼びかけているかなかなか実効があがらない。

⑤質問：信号無視のロードバイクを見掛ける。海浜大通りを走っている時に、花見川沿いから出てきて、ヒヤっとした。なんとかならないものか。

○首藤警部補：学校がわかれば学校に連絡すると効果がある。クラクションを鳴らしてもいいと思う。

⑥質問：最近自転車専用レーンを見掛けるが、そこを自動車は走行可能か。歩行者は入れないのか。

○首藤警部補：第一車線を自転車専用、第二車線をそれ以外の車と考えてほしい。自転車専用なので自動車の走行不可。歩行者は歩道を歩く。なお自転車レーンは、車道が広くて外側線がある程度確保され、かつ歩道があるという条件が満たされた時に、設置できる。千葉県では、幸町から千

葉みなと に向かう区間だけに今は、設置されている。

⑦委員長: 今後も質問があるときは問い合わせをさせていただきたいがよろしくお願ひしたい。

(2) 路上駐車の件。(首藤警部補)

1) 委員長から、資料 2-(1)(路上駐車と交通マナーに関する意見等)によりベイタウン側の関心事項の紹介とベイタウン総意に関する申し入れを行った。更に千葉西警察への路上駐車規制要望に関する以下の配布資料、資料 1-(1)(H21年2月に遠山自治会連合会長名で千葉西警察署長あてに提出した要望書)、資料 1-(2)(22年3月に交通委員会から連合会に報告された「路上駐車規制案に対する商店会の見解」、資料 1-(3)(22年4月に商店会の要望を踏まえた自治会連合会決定「商店会と協議の結果、規制対象外とする区間」を紹介し、千葉西警察の対応進捗についての回答を求めた。

2) 首藤警部補(千葉西警察交通課で規制担当)の説明

① 前所属が交通規制課ということで、ベイタウンの問題は話では聞いていた。自分もここにきて2年だがこうした機会は初めてで、良い機会と思っている。文書で引継ぎを受けても趣旨が伝わらないところがある。ここでの話は、私、個人の意見と考えていただきたいことと、答えられないものについては、持ち帰って対応したいと思っている。

② そもそも、ベイタウンには標識が無いという話が先ほどもあったが、車を駐車できる未来的都市というのが大前提として自分たちの頭に入っている。問題が生じたがどうするか。一番良いのは、皆さん達が正しく駐車して、またすぐに出ていく、ということが理想だ。しかし問題が出てきた。規制をやる方向で検討しましょうと、ということで考えていきたいと思う。ではどうするか。

ただし、条件が必要。以下(③~⑦)は条件。

③ 今まで無かったものを規制するわけなので、停めていいところと、停めてはいけないところ、駐禁でも、一時停止でも、本来フリーであるべき道路を規制するためには、「住民の総意(西警察(首藤警部補)のいう)」が必要。

・首藤警部補は、ここでの「総意」を次のように説明している。「100%かということ、それはいろいろあろうが、住民の6割が賛成としても、それでは「総意(西警察の考える)」とは言えない。杓子定規に0%以上ということではないが、説明(説得)してもらってある程度の数が出れば、警察としても動きやすくなる。」

④ 取り組みを遂行するための制約は何かと質問にあるが、次のもの。

上の「住民総意」はその一つだがこの他に、規制をかけるのであれば、本来は、全域が対象でなくてはならない。部分的適用はない。

・商店の前だけ駐車可というのは理由が見つからない。商店の前に停めて良いことになれば、そこに集中するだろう。何故ここだけ良いのかの説明が見つからない。

例えば、駐車違反で罰金の切符を切られた人が、何んで商店会のこっちが良くて、あっちはダメなのか。どこが違うのか、といわれても、警察は説明できない。

・規制をやるなら、「総意」と「全域」ということが大前提だ

⑤ この場所にだけ「駐車を認める区間を設ける」といったら、警察の考えとしては、「道路を狭くして下さい。停められないようにしてください」と要求することとなる。「一車線にして車を停められないようにすれば、駐車しないことになる」そのために「道を狭める構造的な改良(西警察)が必要になる。」

[←☆(問題1) これでは(美浜)プロムナードを 駐車可とする要望の意味がなくなる。プロムナードとバレンタイン通りの道幅を狭める (バレンタイン通りにペンキで路側帯を排除する線を引く等の工夫はあるか) ことなど、不可能と思われる。首藤警部補の指摘内容の確認(検証)も必要に思われた。](☆印はコメント箇所)

- ⑥ 駐車禁止とする場合は、歩道と車道の構造上の境界をはっきりしてもらわないと、取締りができない。
- ・美浜プロムナードのような歩道と車道が地続きになって境界区分けが不明瞭では取締りができない。
 - ・歩道と車道は、工作物によって区分けするように法律に明記されている。それが無いと「どこまでが車道なのか、どこまでが歩道なのか がわからない」ので、警察は取締りができない。
 - ・この区間を駐車禁止として、取締りを警察させようとするなら、警察としては「ベイトウン側のやるべきことは、千葉市にお願いして、歩道をマウンドアップ(数 cm ~10 cm 程度?の段差)をやって下さい。」ということになる。

[←☆問題2) この⑥の警察の指摘は、連合会(ベイトウン)の要望とのギャップが大きいと感じた。H22年4月の「商店会との協議後の連合会決定」の地図では、プロムナードは規制の対象としないとしている要望だから、要望に沿った対応を警察がするなら取締りの必要はないはず。しかし警察は、「一部の区域だけを例外にできない」ので、警察が規制をするならプロムナードも規制の対象になるので、「歩道と車道の間に段差をつける工事が必要」と、難題が示されたと思われる。首藤警部補の指摘内容の確認(検証)も必要に思われた。]

- ⑦ 自分(首藤警部補)も、車の陰から子供が出て事故に遭う処理を何十件もしている。あんな悔しい思いはないから路上駐車を憎む気持ちは皆さんと同じ気持ちです。
- もし、規制をやるうとするときは、われわれも住民さんの要望をはじめからダメというつもりは全くないけれど、以上のような課題を1つ、1つ解決してもらわないといけない。やることをやったときに、はじめて実現できる。
- これ迄と変化がないのに、ここだけ認めるというのは、絶対に通用しない。商店の前だからというのは通用しない。

3) 質疑応答

- ① 質問：規制をするためには、全域対象が条件というが、他の地域にもある「一方通行」等の部分的規制は可能なのでは。
- 首藤警部補：一方通行であれば100%総意が必要で、規制実施のハードルは高い。
- ② 質問：全域でなく、学校周辺で見かけるような、特定の道や区域を限る時間帯規制は可能なのでは。
- 首藤警部補：規制をかけた場合、住民の通行にも規制がかかるし、通行するには認可制になるなど、かえって住民の皆様の支障になるのでは。
- ③商店会：この「路上駐車」の案件が出てから、商店会従業員の車は商店会で借りた場所に駐車するようにした。また、交差点から5メートル以内の駐車禁止のコーンを設置し(商店会実費で)、悪質な路上駐車防止に協力している。
- 住民総意というが、前回アンケートは、住民の3割以上を占める公社やURの賃貸住宅や、自治会連合会に未加入である街区には実施しておらず、アンケートの対象は住民の6割しかなかったことから、総意というのは疑問の余地がある。
- ④意見：警察の方の「規制に賛成が6割」の認識は間違っている。誤解は「アンケートの対象範囲が住民の6割」ということなのに、「賛成が6割」のように誤解しているようだ。実施したアンケートからは9割の住民が、路上駐車になんらかの対策が必要との結果があり、それが事実だ。
- ⑤意見：アンケートの対象にUR等の賃貸住民を入れて実施しても似た結果が予想できる。UR等の賃貸住民の意見が異なるという根拠はあるのか。賃貸住民の大半が反対するはずもなく6割と言うのは誤解だ。
- ⑥意見(補足説明)：事前に出してもらったベイトウン側の意見(資料2-(1))には、白帆通り(消防署と保育園の間の道)、打瀬北通り(西の街と打瀬2丁目公園の間の道)やハレンタイン通りの京葉線寄り

(「エリスト、グランエクシア」と「シティーズフォート」との間)などは両側路上駐車で道幅が狭くなり、問題がある箇所だ。消防車が通れない等問題あり。

⑦意見(エリスト)：当街区の周りは路上駐車が目立つ場所である。明日マンション理事会があるので問題提起し、対策に取り組みたい。

⑧意見(補足説明)：事前に出してもらったベイタウン側の意見(資料2-(1))の中に、悪質な駐車に対する対応として次のような意見と具体的な提案があったので紹介する。

(ア) これまでも交通委員会ではいろいろなことに取り組んで来た。今回も委員は何とかしたいと思うだろうから、もっと突っ込んで、手段を考えていくべき時期に来ている。

(イ) 車庫代わりに路上駐車は悪いことと自覚してもらうことが必要だ。街区ごとのPRが必要だ。

(ウ) 一つの提案として、自転車のシールと同じようなシールを車に貼るようにしたらどうか。

(エ) 悪質駐車をするものの中には、車庫法違反で捕まっても、罰金は駐車料金の何十分の一との安易な考え方をする者がいるようだが、「車庫法違反は前科になる」ということもPRしたらいい。

⑨意見：路上駐車規制問題が出てから、警察も悪質路上駐車、車庫法違反の取り締まりは実施しているようでありがたい。

⑩質問：以前に規制の要望書を西警察に出したときにも、具体策に関しては意見交換をしようということがあった。長時間駐車、路上駐車対策としての警察からの案はないか。

○首藤警部補：例えば、点線(破線)で「車止め枠」を書き、そこに駐車誘導をする等はどうか。実線枠にすると規制になってしまうから点線で書く)

⑪質問：有料パーキングエリアの設定はできないか。

○首藤警部補：駐車規制が前提での有料パーキングエリアであって、規制のない地区でのパーキングエリアはありえない。

⑫意見：全面規制にして、パーキングチケット制が望ましい。

⑬意見：ここなら駐車してもいいという場所に誘導することも必要。

⑭意見：UR住民による「車庫としての路上駐車」の可能性の指摘があるが、UR管理者にそういった問題の対応をUR住民に対してするよう要請はできないのか。

○意見：それが実態なら、したほうが良い。

⑮意見：ゼブラゾーン(中央分離帯のようにペンキで道路に斜め線を書く)を作り、道路幅を狭くして、駐車できないようにするのはどうか。また、それをやるとしたらどこに申請をするのか。

○首藤警部補：住民から市へ要望。市はそれを受けて、警察に交通上の問題がないか確認をする。

4) 今後も交通委員会と千葉西警察署との意見交換会は、必要あるときに継続して開催することを確認。
12:00 千葉西警察署兩名退席

4 意見交換会課題整理。

(1) 今後の対応

①連合会からの西警察への要望に対する警察側の対応の進捗を見守る。並行して西警察の示す制約の検証を行う。

②警察との意見交換をするなどして、特に悪質な路上駐車(車庫代わり)を排除する具体的対策案等を検討する。

(2) 当面の路上駐車への対応

1) エリスト：当街区の周りは路上駐車が目立つ場所である。明日マンション理事会があるので問題提起し、対策に取り組みたい。

2) 8番街、10番街における過去の対策、成功例の共有。

交通委員会(自治会連合会)24年6月度定例会

- ① 8番街：以前に管理人と自治会の有志で長時間駐車している車の番号と駐車時間を調査し、管理組合の理事会に報告した。車に紙をはさむ警告などの対策をし、一定の効果はあったが、時間が経つと路上駐車が增える。問題になるのは同じ車。誰かがチェックを続けることが必要。
- ② 10番街：以前に夜間置きっぱなしの車等に注意の用紙を張り付けて対策したことがあり、一定の効果はあった。しかし誰かが見回りをして対応しなければならず、継続してこれを続けることは困難。自治会等で呼びかけ続けることが必要。
- ③意見：駐車禁止のコーンなどを一定期間置いて対策してはどうか。(厳密に言えば良くなくても、実質的対応策として有効)

5 連絡事項

- (1) 前回のJR意見交換会での自治会連合会要望の回答が、予定より遅れて次回、7月定例会になる見込み。駅ナカ改装工事開始時期も当初予定5月中旬から、8月下旬に変更の報告。期間は約1年。
- (2) 幕張海浜公園まわりの駐輪場の位置等を公園事務所に確認した。公園事務所からは「幕張海浜公園まわりの駐輪場は、本来は公園利用者のもので通勤通学者のためのものではないことを理解してほしい。現在、これらを強制的に排除してはいないが・・・」、との話があった。通学、通勤者の駐輪場は駅まわりの有料駐輪場利用が望ましいこととなる。幕張海浜公園の周りの駐輪場の位置等は、次回又は次々回の委員会で報告したい旨の報告があった。
- (3) 本日欠席の西の街の委員から提出された資料3の紹介。「スケアード・ストレイト自転車交通安全教室」資料。
- (4) 8月4日(土)の千葉市から連合会定例会で配布された花火大会概要資料を参考資料として説明。
- (5) 次回7月定例会は予定通り第3土曜日にあたる7/21(土)に開催(於17番街(2F)コミュニティー)。議題は、JRへの自治会連合会要望案に対するJR海浜幕張駅長からの回答が中心となる予定。

(以上)